

文教大学付属図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学学則第60条の規定に基づき、文教大学付属図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館の目的)

第2条 図書館は、文教大学における学術情報基盤として、次の目的を掲げる。

- (1) 本学教職員及び学生が必要とする資料及び情報資源の収集、組織化、保存及び蓄積に務めること。
- (2) 前号に規定する資料及び情報資源の提供や教員の教育、研究及び学生の学習支援を行うことにより、本学における教育、研究及び学習活動を支えること。
- (3) 国内外の学術機関等の学術研究の進展及び地域社会における文化の振興に寄与すること。

(業務)

第3条 図書館は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる業務を遂行する。

- (1) 蔵書構築に関すること。
- (2) 教育、研究及び学習支援に関すること。
- (3) 資料の収集及び組織化に関すること。
- (4) 利用サービスに関すること。
- (5) 図書館システムの運用管理に関すること。
- (6) 他機関及び地域との連携に関すること。

2 図書館の事務は、事務局図書館課が所掌し、所掌事務については、文教大学事務組織並びに事務分掌規程による。

(各校舎図書館)

第4条 各校舎に以下の図書館を置く。

- (1) 越谷校舎に文教大学越谷図書館（以下「越谷図書館」という。）を置く。
- (2) 湘南校舎に文教大学湘南図書館を置く。
- (3) 東京あだち校舎に文教大学東京あだち図書館を置く。

2 越谷図書館は、対外的に図書館を代表する。

(構成)

第5条 図書館は次の者をもって構成する。

- (1) 図書館長（以下「館長」という。） 1名
- (2) 副館長 1名
- (3) 館長補佐 3名以内
- (4) 司書
- (5) 事務職員

(館長及び副館長)

第6条 館長は図書館を代表し、学長のもとに図書館の管理運営を総括する。

2 副館長は館長を補佐し、館長に事故あるときは館長の業務を代行する。

3 館長及び副館長は、本学専任教員の中から学長が任命する。

4 館長及び副館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(館長補佐)

第7条 館長補佐は、館長の職務を補佐し、図書館業務を統括する。

2 館長補佐は、大学事務局長が推挙し、学長が任命する。

(図書館委員会)

第8条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成及び運営については、別に定める。

(図書館資料)

第9条 図書館に教育・研究上必要な資料・設備を備える。

2 図書館資料の管理については、別に定める。

(利用)

第10条 利用者の範囲、利用の内容及び条件については、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附則

1 この規程は、平成10年5月12日から施行する。

2 文教大学附属図書館規程、文教大学女子短期大学部附属図書館規則、文教大学越谷図書館規程及び文教大学湘南図書館規程は、廃止する。

3 この規程の施行日現在の館長の任期は、平成11年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成11年4月7日から施行する。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号は令和3年4月1日から適用する。

2 第5条第1項第1号及び第2号に規定する者の任期は、第6条第4項の規定にかかわ

らず、令和2年度に限り、1年とする。

38101